

大口町告示第 3 3 号

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

大口町長 鈴木 雅 博

1. 受託者・収納事務

受 託 者	収納事務
東京都千代田区一番町 2 5 番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料、印鑑登録証明 書交付手数料の収納事務

2. 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで